

阪南市「大阪・関西万博」催事出展運営業務 仕様書

1. 業務名称

阪南市「大阪・関西万博」催事出展運営業務

2. 業務目的

阪南市「大阪・関西万博」参画協議会(以下「本協議会」という。)は、大阪・関西万博(以下「万博」という。)において、大阪府・大阪市が実施する自治体参加催事「大阪ウィーク」等の会場出展に向けた準備を進めている。

そのため、会場出展に向けた出展企画等を事業者から提案を求め、万博会場における展示・イベント等の運営体制を構築し、阪南市のさまざまな魅力ある地域資源や、企業・学校・団体等と連携して実施している「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創チャレンジをはじめとした取組みを発信し、阪南市と連携している各団体等が万博に参画・参加・体験を通して、阪南市における観光・産業の振興及び SDGs の推進を図る。

また、阪南市の取組みを国内外に発信し、知名度向上を図り、関係人口や交流人口の拡大等につなげるとともに、その出展が阪南市のレガシーとして、市の発展に寄与できるよう全体運営計画を策定し、その運営を円滑に行うことを本業務の目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年11 月 28 日(金) まで

4. 本業務における阪南市万博催事出展の概要

出展日	イベント名	会場
2025 年 4 月 28 日(月)	(仮称)はんなん SDGs 万博	大阪ヘルスケアパビリオン (リボーンステージ)
2025 年 5 月 10 日(土)		
2025 年 9 月 29 日(月)		

<出展時間>

9時00分～20時40分

※ただし、大阪ヘルスケアパビリオン催事ガイドライン記載のとおり搬入・搬出/設営・撤去については、次の内容を留意の上対応すること。ガイドラインの内容は更新する可能性がある。

搬入・搬出/設営・撤去

ア)万博会場(全体)の開催時間帯(9 時 00 分～22 時 00 分)は、物品の搬入・搬出、設営・撤去は不可。

- イ)搬入・搬出車両の入場は、22:30～翌 8:00(予定)で検討すること。
- ウ)設営・撤去は、万博会場(全体)の閉場時間帯(22:00 以降～翌 9:00 まで)で対応すること。
- エ)搬入・搬出及び設営・撤去について、催事主催者の入れ替えの時間配分は、リボーンステージ運営管理事業者で設定される。
- オ)簡易な設営・準備やリハーサルの実施は、万博会場の開催時間帯も可能。

<出展会場>

万博会場 大阪ヘルスケアパビリオン リボーンステージ
内訳(ステージ:約 80 m² 広場:約 190 m²)

<出展内容>

阪南市のさまざまな魅力ある地域資源や、企業・学校・団体等と連携して実施している「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創チャレンジをはじめとした取組みを発信し、阪南市と連携している各団体等が万博に参画・参加・体験を通して、ステージや広場にて披露する。

ステージ

- ア)取組みの成果発表
- イ)地域資源や出展団体等の PR
- ウ)ダンス・演奏
- エ)体験ブース紹介
- オ)PR 動画の放映
- カ)その他

広 場

- ア)飲食物販ブース
- イ)体験ブース
- ウ)展示ブース
- エ)その他

※ア)～エ)について、出展に必要な基本備品については、委託費から支払うものとする。

5. 業務内容

以下に掲げる業務内容に関して、企画段階から創意工夫して、本協議会と十分に協議しながら下記の業務を行う。

①「(仮称)はんなん SDGs 万博」の会場演出等の企画

阪南市と連携している各団体等が万博に参画・参加・体験通して、阪南市における観光・産業の振興及び SDGs 推進を図ることを本業務の目的としている。本協議会の出展意向を十分に反映させた企画を下記のとおり行う。

- ア) 本協議会や関係者等と調整し、万博の催事等における運営企画を立案すること。
- イ) 国内だけでなく海外からの来場者も念頭に置いた、万博で実施するにふさわしい未来に向けたチャレンジな会場演出にすること。
- ウ) 出展コンテンツは、阪南市が創出・支援をしている「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創チャレンジをはじめとした取組みまたは阪南市の地域資源等とし、万博会期後につながるものにすること。
- エ) 実施期間中、できる限り来場者が見るだけでなく、実際に参加・体験でき、集客の見込めるコンテンツにすること。
- オ) 司会およびゲストについては、本協議会が指名または協議の上、決定した人物が出演するものとする。
- カ) 展示・ステージのレイアウト図面(平面・立面・パース等)及び、必要な造作物(ステージ装飾や広場の装飾等)を準備・制作すること。造作物については、万博会期後も市のイベント等で使用できるものとする。
- キ) 業務全体の企画・運営、その他全般について統括するプロデューサーや、出展コンテンツごとに演出及び運営等に必要なディレクターを配置した体制を構築すること。特にプロデューサーの選任にあたっては、大規模なイベント等での企画・運営等の業務実績があり、阪南市の魅力や特色に精通するとともに、次代を担う若年世代にも支持される企画・運営等するに相応しい人材とすること。ディレクター等、企画・演出・運営に携わる人員についても、上記資質があることが望ましい。
- ク) 企画・調整段階から演出コンテンツに実施責任者及び担当者を適切に配置し、関係者との円滑な連絡・調整が行える必要な体制を構築すること。
- ケ) トラブルが発生した場合は、その解決に向けて速やかに対応を行う体制とすること。
- コ) コンテンツ・演出における運営・進行に要する全体運営計画書を作成し提出すること。

②「(仮称)はんなん SDGs 万博」の会場運営

万博催事出展にあたり、阪南市出展コンテンツへの誘客や、来場者および出展関係者が安全に滞りなくイベントの進行ができるよう運営支援を下記のとおり行う。

- ア) 催事等出展に向けた準備を行うこと。阪南市の出展状況に合わせたブース運営やステージ進行等を行うこと。
- イ) 出演者や出展者が関係者として万博会場へ入場するための入場許可証や、物品の搬入出等の登録手続きが必要な場合は、本協議会と調整を行うこと。

ウ) 阪南市の出展期間中の記録写真・映像を撮影すること。撮影した記録写真・映像に関しては、広報・プロモーションや業務の実施報告書等の作成に活用するものとする。ただし、人物の撮影にあたっては阪南市が広報等に活用することを本人から承諾を得ること。併せて、アンケート(出展コンテンツに関する来場者満足度調査)を実施すること。

エ) 大阪ヘルスケアパビリオン催事ガイドライン等に従い、イベントの実施に必要な各種業務及び手配等を行うこと。

オ) 施設賠償責任保険および傷害総合保険等、適切な保険に加入すること。

③「(仮称)はんなん SDGs 万博」のコンテンツにかかる搬入・搬出/設営・撤去

ア) ステージ・広場等における必要物品の搬入・搬出、設営・撤去等を行う。

イ) 出展コンテンツに応じたステージ・什器・設備等の設営・撤去・搬入出を、会場仕様を十分に踏まえること。また、必要に応じて、関係者等と調整し、会場の養生等の措置を講じること。

ウ) 会場設営にあたっては、出演者、来場者ともに、幅広い年代層や障がい者等が参加することが想定されるため、必要な対策を講じること。また、出演者や来場者等の安全な誘導方法について、十分検討し、実施すること。

エ) 設営・撤去にあたっては、来場者等の安全の確保及び予定時間内の完了のため、事故や予定時間内に完了できない場合に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し実施すること。なお、屋外の会場については、臨海部という立地上、強風が吹くことが想定されるため、十分留意すること。

オ) 万博会場の搬入出にあたっては、関係者等と事前協議・調整を行い、搬入出の対象物品をリスト等で明示すること。

カ) 阪南市内での搬入出や積卸作業にあたっては、早朝・夜間作業を避ける等、地域からの苦情等に発展しないよう、十分に配慮し事前調整にあたること。

キ) イベント会場内及びその周辺においては、来場者の安全を最優先として、各プログラムの運営に支障がない安全安心な警備を実施すること。

ク) 各会場の仕様等に応じた危機管理体制で適切かつ安全な来場者・交通誘導の方法、その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置および安全対策をすること。

④本業務全体に係る管理運営

上記①②③の業務を確実に遂行するために以下に掲げるものを行う。

ア) 準備段階から本業務全体の進行状況等を管理する責任者や担当者の適切な配置等、関係者との円滑な連絡・調整が行える体制を構築すること。

イ) 出演者をはじめとした関係者等との調整を行い、準備段階から各企画のステージ・広場コンテンツにかかるスケジュールを本協議会と協議の上、作成し明示するとともに、当日の設

営・撤去スケジュールの管理も含め、会場における阪南市出展内容の管理を行うこと。

ウ) 会場・付帯施設の利用や設営撤去・搬入出にかかる万博推進局や博覧会協会等との調整について、本協議会の指示のもと、受託者が行うこと。

エ) 警察署、消防署、救急等官公庁等の関係機関との連絡調整についても、本協議会の指示のもと状況に応じて行うこと。

オ) 出演者をはじめとした関係者等との連絡会議や打ち合わせには、本協議会と調整して出席すること。なお、オンライン実施となる際には URL を設定し本協議会へ提供するとともに、会議内では必要に応じて説明を行う等の支援を行うこと。また、事前資料や議事録の作成を行い遅滞なく本協議会に提出すること。

カ) 出演者をはじめとした関係者等との連絡調整等については、上記の他、本協議会の指示のもと必要に応じて行うこと。

キ) 原則、本協議会の担当者を交えて行い、連絡内容の共有、進捗状況を取り纏めて定期報告をすること。

ク) 本協議会の指示に従い、本委託業務の経費内訳や積算内訳等を示すこと。

ケ) このほか、本仕様書に定めのない事項についても本協議会からの指示があれば、協議のうえ、柔軟に対応すること。

6. 成果品の提出

全業務の終了後、速やかに、阪南市「大阪・関西万博」参画推進協議会事務局(阪南市未来創生部シティプロモーション推進課)宛に、以下の成果品等を提出すること。

ア) 業務に関して作成した全ての成果品を DVD-ROM 等に格納したもの2枚

A) アーカイブ動画(1分～5分程度で出展の様子が分かるもの)

B) アンケート(来場者満足度調査等)

C) その他

イ) 実施報告書 A4判2部(記載内容)

A) 出展準備の過程、本協議会や府市万博推進局・博覧会協会、出展団体との調整記録等

B) 実施日時・場所・来場者数・出展コンテンツをはじめとした実施概要

(実施内容がわかる写真や動画、参加者の感想等を含む)

8. 留意事項

ア) 本業務の効果的な遂行に向け、本協議会と受託者は十分な情報交換、連携を行い、スケジュールや連携内容について調整するものとする。また、受託期間中は、本協議会との連絡調整担当者を配置し、本業務の進捗状況報告や意見交換等を本協議会と定期的に行い、議事録を作成するものとする。

イ) 受託者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないものとする。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。本協議会の承諾を得た

場合は、この限りでないものとする。

ウ)受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに本協議会に報告し、必要に応じて、万博推進局や博覧会協会等に確認のうえ、本協議会の指示に従うものとする。

エ)受託者の責に帰すべき事由に基づくトラブルなどについては、受託者の責任で解決するものとする。

オ)本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可については、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料などの費用については、受託者が負担するものとする。

カ)本業務委託の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は原則、本協議会に帰属するものとし、その利用及び再編集においても自由に行うことができるものとするが、協議の上、決定するものとする。また、同著作物の納品後に肖像権及び著作権などに関する紛争が生じた場合は受託者の責任において対応するものとし、本協議会はその責任を負わないものとする。ただし、協議会解散後は本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は阪南市に帰属するものとする。

キ)本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合には、本協議会と受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

ク)受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に本協議会と協議を行うものとする。

ケ)受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本協議会の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。